

「マトナカ-短く伝える、研修動画-」サービス利用規約

「マトナカ-短く伝える、研修動画-」（以下「本サービス」という。）利用規約（以下「本規約」という。）は、本サービスの利用を申し込む企業様もしくは個人事業主様（以下「申込者様」という。）と本サービスを提供する第2制作株式会社（以下「当社」という。）との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条 定義

本サービスは、申込者様が事業活動の中で使用する研修動画もしくはマニュアル動画（以下「動画」という。）の制作業務（以下「動画制作」という。）の委託、ならびに第2制作株式会社が保有する研修動画管理システム（以下「動画管理サービス」という。）の利用を委託できるサービスです。申込者様は動画制作と管理サービスを同時にお申し込みいただけますが、動画制作のみを当社にお申し込みいただくことも可能です。当社が制作した動画（以下「制作動画」という。）ないし、当社とのお取引が1年以内にある申込者様に限り、申込者様は動画管理サービスの利用のみをお申し込みいただくことができます。

第2条 規約への同意

1、申込者様は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。申込者様は本規約に同意しない限り本サービスを利用できません。

2、本サービスにおいて申込者様と当社の合意により別途個別利用条件を定めた場合、申込者様は本規約のほか個別利用条件の定めに従って本サービスを利用するものとします。なお、本規約と個別利用条件の定めが異なる場合には、個別利用条件の定めを優先するものとします。

第3条 本サービスの概要

1、申込者様は第6条で提示されるご希望の申込プランを1つ以上選択します。

2、申込者様が動画制作を行うべき業務工程ないし申込者様の商材やサービスの使用方法説明（以下「工程」という。）を決め、その工程を当社が事前、もしくは当日に細分化（以下「手順」という。）して撮影し動画にする（以下「手順動画」という。）ために、申込者様と当社との間でオンライン、電話又は対面によるミーティング（以下「打ち合わせ」という。）を行います。規定の打ち合わせ回数は1回としますが、申込者様と当社の間で追加の打ち合わせが必要との合意に至った際には再度打ち合わせを行うものとします。

3、打ち合わせ実施後、本条第1項で選択されたプランに従い、打ち合わせ内容をまとめた資料（以下「ヒアリングシート」という。）もしくは動画制作に必要な資料（以下「構成シート」といい、ヒアリングシートと構成シートを合わせた資料を「資料」という。）を最短

5 営業日にて完成させ申込者様にメール、ないし当社指定の方法にてご提出します。

①資料の修正上限回数は各プランにより異なります。

②選択されたプランによっては資料の提出は行わない場合があります。

③また当社から資料の提出を行う場合は、申込者様から当社へ当社指定の方法による仮申込みないし申込者様と当社の間で当社指定の秘密保持契約の締結が必要になりますが、この段階での費用は原則発生しません。

4、申込者様は当社が資料を提出してから原則 5 営業日以内に本条第 1 項で選択したプランを正式に申込か否かの意思表示を行うものとします。

5、申込者様は、オンライン申込ないし当社指定の方法により本サービスへの申込を行います。

6、申込者様は第 13 条で定められる利用契約が成立した後、資料の修正を当社に対してオーダーできるものとします。当社は申込者様の修正意向に沿って資料の修正を行い、申込者様に当社指定の方法にてご提出します。なお、申込者様が行う資料の修正は各プランによって異なります。

7、当社は、本条第 1 項で選択されたプラン並びに、本条第 6 項で申込者様が修正した資料に従い動画制作を行います。

第 4 条 制作できる動画の種類

本サービスで制作できる動画は下記の 2 種類とします。

1、工程を 10 本の動画で説明するカット割研修動画（以下「カット割研修動画」という。）
工程を 10 個迄の手順に細分化し、30 秒から 60 秒迄の手順動画を 10 本作成します。工程を増やす毎に 10 本の手順動画が制作できます。

2、申込者様の理念などを含めた長尺の研修動画（以下「しっかり研修動画」という。）
比較的長い尺で構成される場合が多くナレーションなどで作り込んでいく動画になります。

第 5 条 制作動画の使用目的

1、カット割研修動画の使用目的

短期雇用の人材や海外労働者の方へ研修を行う場合や、申込者様の商品やサービスを初めて使用するカスタマーへ説明する際に有効になる動画です。30 秒程度の短い動画を積み重ねて 1 つの工程とするため分からない手順だけを現場で再度確認できます。

2、しっかり研修動画の使用目的

一括で新人研修を行う場合や、事業に携わっていくにあたり心構えや理念などを浸透させていく際に有効になる動画です。

3、動画の使用方法

申込者様はカット割研修動画集ならびにしっかり研修動画を次の各号で示される使用方法の中で使用できるものとします。申込者様が次の各号以外で制作動画を使用される場合、も

しくは視聴者数が50万人以上になる場合、申込者様と当社は協議を行うものとします。

- ①申込者様が、申込者様が雇用する人材（以下「人材」という。）の育成のために動画を人材に直接ないしオンラインで見せること。
- ②YouTube もしくは Instagram や Facebook などの SNS を含む当社が指定するインターネット媒体（以下「WEB 媒体」という）に、申込者様が申込者様名義で制作動画を投稿または広告として出稿すること。
- ③申込者様が申込者様の名義で運営する実店舗のデジタルサイネージや店内モニターに制作動画を掲出すること。
- ④申込者様が申込者様の名義で出展する合同企業説明会や展示会ブースで制作動画を掲出すること。
- ⑤申込者様が申込者様のホームページないしランディングページ（以下「LP」という。）に制作動画を掲出すること。
- ⑥申込者様が採用活動の中でタブレットやパソコンを使用し、人材に直接制作動画を見せること。
- ⑦申込者様が申込者様の商品やサービスを使用するカスタマーへ説明する際に、タブレットやパソコンを使用し直接またはオンラインで制作動画をカスタマーへ見せること。

第6条 動画制作のプラン

申込者様は集める動画の制作にあたり、下記プランの中から1つ以上選択できます。

1、カット割研修動画の制作プラン

①1 工程プラン（カット割研修動画）

基本料金：19万円（税込209,000円～）

動画制作：1工程を10個の手順に細分化し撮影、1工程10手順の動画を納品するプランです。打ち合わせを行なった上で、当社が工程を手順に細分化します。申込者様側で手順を変更していただくこともできます。基本的に手順動画はワンカットで構成され、撮影当日には申込者様の社員の方が実際に手順を解説、実践しているところを原則1日以内に撮影します。

打合せ数：2回まで

資料の修正可能回数：1回（工程を細分化した手順が書かれたシートを提出）

動画の修正可能回数：1回

納期：撮影後～最短14営業日以内

基本料金内撮影可能エリア：新宿より直線50km迄（左記以外は所定交通費がかかります）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

- (1)テロップやナレーションの追加は別途オプションで承ることができます。
- (2)撮影日数や撮影場所の追加は別途オプションで承ることができます。
- (3)このプランの撮影クルーはディレクターを含む1名～3名の体制を基本とし、スマート

フォン1台、ピンマイク（簡易音声収録機）が付いています。

(4)このプランでは原則1手順を1カットで収録します。1手順の収録時間は30秒程度とし最大で60秒とします。

(5)規定回数以上の動画修正ないしBGMの差し込みは別途有償にて承ります。

(6)申込者様からの修正のご依頼がご提出いただきました構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出いたします。

(7)申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

(8)お申込み日を起点とし1年以内に1回以上当社が動画制作を行なったことのある申込者様の場合は、申込者様が撮影した1工程の動画をカット割りし、テロップの入れ込みなど編集だけを当社が別途承ることもできます。

②2工程プラン（カット割研修動画）

基本料金：33万円（税込363,000円～）

動画制作：1工程を10個の手順に細分化し撮影。2工程20手順の動画を納品するプランです。打ち合わせを行なった上で、当社が工程を手順に細分化します。申込者様側で手順を変更していただくこともできます。基本的に手順動画はワンカットで構成され、撮影当日には申込者様の社員の方が実際に手順を解説、実践しているところを原則1日以内で撮影します。

打合せ数：1回まで

資料の修正可能回数：2回（工程を細分化した手順が書かれたシートを提出）

動画の修正可能回数：1回

納期：撮影後～最短14営業日以内

基本料金内撮影可能エリア：新宿より直線50km迄（左記以外は所定交通費がかかります）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

(1)テロップやナレーションの追加は別途オプションで承ることができます。

(2)撮影日数や撮影場所の追加は別途オプションで承ることができます。

(3)このプランの撮影クルーはディレクターを含む1名～3名の体制を基本とし、スマートフォン1台、ピンマイク（簡易音声収録機）が付いています。

(4)このプランでは原則1手順を1カットで収録します。1手順の収録時間は30秒程度とし最大で60秒とします。

(5)規定回数以上の動画修正ないしBGMの差し込みは別途有償にて承ります。

(6)申込者様からの修正のご依頼がご提出いただきました構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出い

たします。

(7)申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

(8)お申込み日を起点とし1年以内に1回以上当社が動画制作を行なったことのある申込者様の場合は、申込者様が撮影した1工程の動画をカット割りし、テロップの入れ込みなど編集だけを当社が別途承ることもできます。

2、しっかり研修動画プラン

基本料金：68万円（税込748,000円～）

動画制作：1日（10:00-19:00の間で、原則申込者様の管轄社屋1箇所での撮影）で申込者様の商品やサービスの魅力を撮影したり、競合優位性、理念などを中心に説明するプラン。動画尺は5分～15分程度を想定しており、基本的にAIナレーションで進行しながら、2Dでのグラフやインタビューなどを適宜入れ込んだ分かりやすい構成とします。

打合せ数：4回まで

資料の修正可能回数：2回まで

動画の修正可能回数：3回まで

納品日数：撮影後～最短1ヶ月半以内

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

(1)撮影日数や撮影場所の追加は別途オプションで承ることができます。

(2)このプランの撮影クルーはディレクターを含む1名～3名の体制を基本とし、シネマカメラ1台、簡易照明セット、ピンマイク（簡易音声収録）が付いています。

(3)規定回数以上の動画修正ないしBGMの変更依頼は別途有償にて承ります。

(4)申込者様からの修正のご依頼がご提出いただきました構成シートから大きく逸脱した修正であると当社が判断した場合は、一旦基本料金をご精算頂いた後、別途お見積をご提出いたします。

(5)申込者様と当社との間で合意に至った最終的なご利用料金は別途お見積書にてご確認いただけます。

第7条 動画制作と完成動画に関して

1、しっかり研修動画プランをお申込み頂いた申込者様は、当社へ申込者様が所有する動画制作のための静止画や動画、ロゴデータなどの素材（以下「素材」といいます。）を提供することができますが、当社が動画制作のために適切でないと判断した場合は、再度素材のご提出をお願いする場合があります。

2、申込者様から当社にご提供頂く素材もしくは当社が申込者様社屋ないし申込者様が管轄する社屋で撮影した素材に、第三者の著作権、肖像権、その他の権利が内包される場合、

必ず申込者様において第三者の事前の承諾を得る等の適切な権利処理を行ってください。当社ではご提供頂く素材について、権利者に対する同意取得等の手続きは行いません。また、申込者様から当社にご提供頂くマスター素材の管理は申込者様ご自身で行ってください。

3、申込者様は研修動画の撮影に際して次の各号に同意するものとします。

①申込者様は、当社が本業務を遂行するため、外部協力ロケ地、並びに申込者様社屋ないし申込者様管轄ロケーションで行われる撮影に際して、円滑な撮影を行うため最大限の物的、人的支援を行うものとします。

②本条第3項4号でいう完成動画を申込者様に納品する前の、撮影した編集前のデータ（以下「撮影データ」という。）は当社が管理するものとします。原則として当社から申込者様へ納品するものは完成動画のみですが、申込者様は当社指定のダビング費用を納め、所定の手続きを経ることで撮影データを申込者様に移管することができます。

③当社は外部協力ロケ地での撮影及び、申込者様社屋での撮影の際、当社側の過失により発生した物的損害に関しては、当社が加入する保険の範囲内で補償するものとします。ただし、発生した物的損害の起因に、申込者様側の過失が認められる場合は、申込者様と当社の両方で協議を行うものとします。

④当社は、本作品の撮影中に当社側の過失に起因した事由により撮影が中止となった場合、当社の責任の下、再撮影日の提案を行うものとします。ただし、発生した事由に、申込者様側の過失が認められる場合、または第3者に起因する事由、天候や天災、騒乱など不可避の事象が認められる場合は、当社はその責任を負わないものとします。

⑤完成動画を申込者様に納品する前に、当社側の故意または重大な過失により、動画制作が続行不可能と当社が認定するほど撮影データの全部または一部が損傷した場合、当社は申込者様が選択した第6条の動画制作プランの範囲内で申込者様へ再撮影を含む代替案を提案するものとします。ただし、発生した事由に、申込者様側の過失が認められる場合、または第3者に起因する事由、天候や天災、騒乱など不可避の事象が認められる場合は、当社はその責任を負わないものとします。

4、第6条のプランに基づいた撮影終了後、当社が初めて申込者様が指定する電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）に送る編集済みの動画（以下「第一稿動画」という）をご送付した後、もしくは第一稿動画を当社が申込者様に対面で共有した後、第一稿動画に関する申込者様の依頼による修正回数は第6条で各プランに定められた回数を限度とします。プランに定められた回数以上の修正は有料のオプションにて承ることができます。ただし、資料や打ち合わせ内容から大きく逸脱した修正内容である場合は別途お見積もりとなります。

5、当社は、申込者様の指定するメールアドレスに、完成した動画データ（以下「完成動画」という）を添付したメールを送信する方法により申込者様へ納品します。完成動画は申込者様で保管してください。当社は、完成動画、撮影した一切のデータ、素材を、電子メールを

送信した日の翌日から 30 日間に限って保存しますが、その後は消去できるものとします。

6、申込者様は、完成動画を申込者様が行う人材育成活動、販売促進活動、ないしリクルート活動の中で使用できるものとします。ただし、①素材に第三者の権利処理が別途必要となる場合は、申込者様においてご対応ください、また②当社側から提供された素材は、テレビCMでの使用や一部の配信サービス、劇場での公開などは禁止されている場合がありますので、YouTube もしくは当社が指定するインターネット媒体や実店舗でのデジタルサイネージ以外で、完成動画の使用を検討される場合は必ず当社に確認してください。当社への確認を行わないまま、申込者様が完成動画を YouTube もしくは当社が指定するインターネット媒体以外で使用した場合、第 10 条 3 項後段、第 20 条、第 21 条の規定が当然に適用されるものとします。

7、完成動画の著作権は申込者様に帰属するものとしますが、当社側から提供された静止画素材、動画素材、CG 素材、BGM、テロップ、ナレーション等を完成動画から切り離して単独で使用したり、著作権を主張したりすることはできません。申込者様は、完成動画の一部または全部を当社制作作品として当社が管理するホームページまたは SNS 等で掲載、宣伝することに同意するものとします。ただし、申込者様と当社が個別にこれと異なる合意をした場合はこの限りではありません。

第 8 条 動画管理サービス（オプション）

申込者様は本サービスの管理サービスオプションを選択することにより、工程毎に動画を管理できるクラウドサービスを利用することができます。

1、動画管理サービスには次の 2 つのプランがあります。

①スタンダードプラン：当社が管理するドメインに紐づいた申込者様専用のページを作成します。パスワード管理されたログインページからログインすると各工程が現れ、さらに各工程をクリックすると工程を構成する手順動画のページに遷移できます。

②オリジナルドメインプラン：申込者様が動画管理サービスに 30 工程（300 手順動画）を超える動画をアップロードする場合、またはオリジナルドメインで動画管理を行いたい申込者様はオリジナルドメインに紐づけられた申込者様専用のページで動画管理を行うことができます。スタンダードプラン同様パスワード管理されたログインページからログインすると各工程が現れ、さらに各工程をクリックすると工程を構成する手順動画のページに遷移できます。

2、動画管理サービスでは管理ページから以下の機能がご利用いただけます

① 1 工程につき 10 手順までの動画のアップロード

② 手順動画更新作業。手順動画を更新する場合、差し替えた動画は消去ボタンで消去し、新しくする動画をアップロードすることが行えます。

③ 手順動画順番の入れ替え作業。

3、動画管理サービスのご利用料金

1、スタンダードプラン（マトナカドメインでの1アカウント）

立ち上げ構築費用：13万円（税込143,000円）

月額費用：1万円（税込11,000円/3ヶ月更新）

対応工程数：5工程（50手順動画）迄

2、スタンダード追加プラン（マトナカドメインでの追加1アカウント）

追加立ち上げ構築費用：1万円（税込11,000円）

追加月額費用：5,000円（税込5,500円）

追加対応工程数：5工程（50手順動画）迄

3、オリジナルドメインプラン

本プランを選択される申込者様は、ドメイン取得費、サーバー契約費、システム構築費など別途契約が必要となります。

第9条 本サービスの目的

申込者様は本サービスを本規約第5条でいう動画の目的にのみ利用することができます。

第10条 免責

1、当社は、本サービスによる申込者様の売上拡大や利益拡大を確約するものではありません。

2、当社は、本サービスを利用により申込者様または第三者に損害が生じた場合であっても、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

3、第7条に基づき申込者様が提供した素材に第三者の権利（肖像権、著作権などを含みますがこれに限りません。）が内包されており、申込者様の本サービスの利用により第三者の権利が侵害された場合、申込者様は自らの責任において紛争を解決するものとします。当社が第三者から権利の回復または損害賠償責任を問われた場合、申込者様は、当社にあって、または当社と協力して紛争解決の措置を講じるものとします。ただし、紛争解決に要した費用は申込者様が全て負担するものとします。

4、当社は、申込者様が制作動画を用いたプロモーション活動を行う中で、申込者様が広告出稿する媒体の審査または考査を通過することを保証するものではありません。また、完成動画が媒体審査または考査を通過できなかったことから生じる一切の損害（商品、サービスのプロモーションの遅延から来る損害等を含みますがこれに限りません。）に対しても損害賠償の責任は負いません。

5、当社は、天災地変その他不可抗力(回線の障害、サーバダウン等を含みますが、これら

に限りません。)により申込者様に生じた損失につき、何ら責任を負わないものとします。

6、当社は、当社の責めによらず以下の事由により生じた申込者様の損失につき、何ら責任を負わないものとします。

- ① コンピューターウイルス又はハッキングによる、インターネット媒体や SNS のサーバダウン、サービス障害、データの流出、損壊及び誤った情報の掲載
- ② 申込者様の操作ミスによるデータの流出、損壊または消失
- ③ サービス環境の変化から生じた事由

7、当社は、申込者様の完成動画の中で言及する情報の真実性、最新性、確実性等につき一切保証しないものとします。

8、当社は、申込者様と完成動画を閲覧した第三者（以下「閲覧者」という。）との間に生じた一切のトラブルについて、何ら責任を負わないものとします。万が一、申込者様と閲覧者との間に紛争等が発生し、当社が直接これに止むを得ず対応した場合、申込者様は、当社に発生した損害、費用等の一切を補償するものとします。

9、完成動画が、申込者様当社以外の第三者（動画の出演者、スタッフ等含む）に起因する事由により、完成動画が止むを得ず公開できなくなった場合、若しくは公開後完成動画の公開を止むを得ず停止する場合、申込者様と当社は協議の上、共同で公開取り消しの事由を起因させた第三者に対して損害賠償の責任を問うものとします。なお、完成動画の公開取り消し後、または公開の中止後、完成動画を修正、加工等必要な処理を施した上で再度公開することが申込者様と当社間で合意された場合、申込者様当社は別途契約を結ぶものとします。

10、当社は、申込者様が動画を止むを得ず公開できなくなった場合、若しくは公開後完成動画の公開を止むを得ず停止する場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第11条 本サービスの停止または廃止

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または廃止するものとし、停止または廃止した日をもって第13条に定める利用契約の一部または全部を解除することができるものとします。

- 1、停止または廃止する日の1週間前までに申込者様に通知した場合
- 2、第10条第5項及び第6項に定められた事由により本サービスを提供できない場合

第12条 返金

当社が本サービスの利用料金を既に受領している場合であって、第9条第5項及び第6項に定めた事由により本サービスを止むを得ず一時停止または廃止することを決定した場合、以下のとおり返金を行います。

- 1、撮影終了前に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の80%
 - 2、撮影終了後に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の25%
 - 3、動画管理サービス利用料をお支払い済で動画管理サービスを利用できない場合
- ①3ヶ月毎の更新の中で、更新初月に利用できなくなった場合

→動画管理サービス利用料の 75%

②3 ヶ月毎の更新の中で、2 ヶ月目に利用できなくなった場合

→動画管理サービス利用料の 40%

③3 ヶ月毎の更新の中で、3 ヶ月目に利用できなくなった場合

→動画管理サービス利用料の 10%

ただし、本規約第 10 条第 5 項及び第 6 項、第 13 条第 3 項、第 20 条、第 21 条、または申込者様側の事由による解除の場合、本項は適用されません。

第 13 条 利用契約

1、利用契約は、申込者様が当社所定のオンラインフォーム上での申込、または当社所定の申込書その他当社所定の方法によって、本サービスの利用にかかる申し込みを行い、当社が当該申込について審査を行い適格と判断し、承諾の意思表示を文書、Eメールまたはその他代替しうる手段によって発信した時に成立するものとします。

2、本規約は利用契約の内容の一部をなします。

3、当社は、本サービスの利用申込を行う者が以下に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込を承諾せず、または承諾を取り消すことができるものとします。当社は不承諾または承諾の取り消しについて一切の責任を負わず、また承諾しない理由または承諾を取り消す理由を当該利用申込者に説明する義務を負わないものとします。

(1)本規約及び個別条件に違反する行為を行うおそれがある場合又は、過去に違反した事実

が判明した場合

(2)利用申込時に当社に提供された情報に虚偽や故意または重大な過失による脱漏があった場合

(3)利用申込をしようとする企業・団体等が実在しないか又は実体的な活動を行っていない場合

(4)当社に提供されたメールアドレス宛に当社が問い合わせを行ったにもかかわらず、問い合わせた日の翌日から起算して 3 営業日以内に返信がなかった場合

(5)第 20 条、第 21 条に違反又は違反するおそれがあると当社が判断した場合

(6) その他当社が合理的な理由により不適切と判断した場合

第 14 条 申込者様の権限

申込者様は、利用契約を締結する正当な権限を有する者により本サービスの申し込みを行うものとします。利用契約を締結する正当な権限を有しない者による申込であることが判明した場合、次条第 1 項にかかわらず、当社は既に行った申し込みの承諾を撤回することができるものとします。

第15条 申込者様の行為

- 1、当社は、申込者様の担当者その他の役職員、ないし申込者様が指定する第三者から当社へアクセスがあった場合、正当な権限を有するものからのアクセスとみなし、申込者様の行為と取り扱うことができるものとします。
- 2、申込者様は、申込者様の担当者その他の役職員に対して本規約及び個別条件を遵守させるものとし、申込者様の担当者その他の役職員が本規約及び個別条件の定め違反した場合は、申込者様が本契約に違反したものとみなします。

第16条 サービス料金のお支払い

- 1、申込者様は動画制作のご利用料金を、第7条5項で定められた方法により当社が完成動画を申込者様に納品した日の翌月末までに、当社が指定する銀行口座に本サービスのご利用料金をお振込するものとします。ただし申込者様と当社とのお取引が初回、ないし直近の入金日から1年以上経過している場合、もしくは当社から申込者様に対して別途申出があった場合は、当社は申込者様に対して入金日を指定することができるものとします。
- 2、動画管理サービスは原則3ヶ月毎の更新となります。申込者様が動画管理サービスをご利用される場合は、動画管理サービスを利用開始する月の前月の最終営業日までに動画管理サービス利用料3ヶ月分を当社指定の銀行口座に振り込むものとします。動画管理サービスの利用開始が月初でない場合は、当社と申込者様の間で別途契約を結ぶものとします。
- 3、本サービスの利用料金のお支払いは当社指定の銀行口座にお振込にてお願いしておりますが、ご入金にかかる手数料は申込者様でご負担頂きます。
- 4、当社指定の銀行口座及びお支払い総額は、メールアドレス宛に別途送付するメールに添付のご請求書をご確認ください。
- 5、第3条第5項の申込以後、申込者様側の事由により動画制作を中止する場合、ないし本規約及び個別条件等に違反する行為があると認められる場合、当社は申込者様に対して、申込者様が選択した制作プランのご利用料金の50%以上を請求できるものとします。

第17条 利用契約の有効期間及び存続条項

利用契約の有効期限は、第13条第1項により利用契約が成立した日から1年間とします。ただし、利用契約の終了後であっても、第10条（免責事項条項）、第20条（禁止事項条項）、第21条（反社会的勢力の排除条項）、第26条（管轄裁判所に関する条項）は有効に存続するものとします。

第18条 データの利用

- 1、当社は、本サービスを申込者様に提供するにあたり、申込者様による本サービスの利用記録及び個人情報を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工した上で統計

データ等を作成し、当該統計データ等を何らの制限なく利用(申込者さま及び第三者への提案、市場の調査、新サービスの開発を含みますがこれらに限りません。) することができるものとし、申込者様はこれを予め承諾するものとし、

2、当社は、別途当社が収集した申込者様からのアンケート結果、他の申込者様の利用実績をもとにした集計結果など、本サービスの利用によって申込者様に生じた効果等に関する情報を本サービス上(広告や宣伝などが中心となりますが、これに限りません。)に公表できるものとし、申込者様はこれを予め承諾するものとし、

第19条 違約金及び損害賠償額

当社及び申込者様は、故意または過失により本規約及び個別条件に違反し、これにより相手方に損害が生じた場合、相手方に対し、直接かつ現実に生じた損害を賠償する義務を負います。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社の申込者様に対する賠償額は金 100,000 円(税込)を上限とします。

第20条 禁止事項・解除

1、当社は、申込者様による以下の行為を禁止します。これらに該当する、又は該当する恐れがあると当社が判断した場合、申込者様への通知もしくは承諾なしに直ちに本サービスの提供を停止し、また利用契約を解除することができるものとし、

- (1) 本規約及び個別条件等に違反する行為
- (2) 労働基準法、職業安定法、個人情報保護法その他法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) 違法行為・犯罪行為・反社会的行為を暗示・誘発・助長・推奨等する行為
- (4) 虚偽、不完全、不正確な情報を当社に提供し、本サービスを利用する行為
- (5) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (6) 当社のサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損するような行為
- (7) 他人名義もしくは虚偽のアカウントで本サービスを利用する行為
- (8) 本サービスを通じて知り得た情報(本サービスに関する情報・仕組み・ノウハウを含みますがこれらに限りません。)を流布したり、第三者が提供する動画制作、動画広告に対して応用したりする行為
- (9) その他当社が合理的な根拠に基づき本サービスの提供を継続することが不適切であると判断する行為

2、当社は、申込者様が次の各号の一に該当するときには、何ら事前の通知、催告を要することなく、即時に本契約を解除することができます。

- (1) 本規約及び個別条件等に違反したとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (3) 手形・小切手の不渡り処分を受け、又はその他支払い停止となったとき

- (4) 営業を廃止したとき、又は清算手続に入ったとき
- (5) その他本規約及び個別条件等に定める事項を遂行できる客観的見込みがないとき

3、申込者様は、利用契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する損害賠償等一切の債務を弁済するものとします。

4、本条第 1 項、第 2 項及び次条を事由として利用契約が解除された場合、既に当社に着金済みの本サービスの利用料金は一切返金いたしません。

第 2 1 条 反社会的勢力等

1、当社及び申込者様は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約します。

(1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等もしくはそれらの構成員等もしくはこれに準ずるもの(以下、「反社会的勢力等」といいます。) または反社会的勢力等でなくなったときから 5 年を経過しない者であること

(2) 反社会的勢力等に資金提供、便宜の供給等を行っていること

(3) 自ら又は第三者を利用し他者に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

2、当社及び申込者様は、相手方が前項の規定に違反した場合、何ら事前の通知、催告を要することなく、即時に本契約を解除することができます。

3、当社及び申込者様が前項の規定により契約を解除した場合には、解除により相手方に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第 2 2 条 権利義務等の譲渡

1、申込者様は、利用契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

2、当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利、義務及び申込者様の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、申込者様は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第 2 3 条 再委託の同意

申込者様は、当社が、申込者様より委託された本サービスを履行するために、外部クリエイターまたは企業に業務の全部または一部を再委託することに予め同意するものとします。

第 2 4 条 規約の変更

1、当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要が生

じた場合には、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4(定型約款の変更)に基づき、本規約を変更することができるものとします。

2、当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当サイトへの掲載するものとします。

第 2 5 条 分離性

本利用規約に定める条項の一部が強行法規への抵触その他の理由により無効とされた場合であっても、当該無効とされた条項以外の他の条項は有効に存続するものとします。この場合、当該無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第 2 6 条 準拠法と合意管轄

本規約等は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

作成日

2024年08月26日

最終更新日

2024年10月18日